

### 1 基本的事項

- 2050年までの「ゼロカーボン北海道」を目指し、道自らが排出する温室効果ガスの抑制を図るとともに、道民・事業者への取組を促す。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）
- 北海道地球温暖化防止対策条例で規定する道の責務中「事務及び事業に関し、率先して実施する温室効果ガスの排出抑制等のための施策」を具体的に示す計画

### 2 計画の目標等

**目標** 2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を、2013（平成25）年度比で  
**50%（159,000t-CO<sub>2</sub>）削減**する

計画期間：2021（令和3）～2030（令和12）年度  
 基準年度：2013（平成25）年度

- 対象範囲：道の全ての機関（指定管理者施設を含む）が行う全ての事務・事業（委託事業等を除く）

#### これまでの計画の推進状況

	計画期間	基準年度	削減目標	削減実績
第1期	H12～H16	H10	Δ5%	+10.6%(3.7万t-CO <sub>2</sub> )
第2期	H17～H22	H16	Δ16.5%	Δ26.7%(10.3万t-CO <sub>2</sub> )
第3期	H23～H27	H21	Δ11%	Δ11.2%(3万t-CO <sub>2</sub> )
第4期	H28～R2	H26	Δ5.4%	Δ15.0%(4.4万t-CO <sub>2</sub> ) ※R1年度実績

### 3 具体的な取組

- 電力使用等による排出量の削減

再生可能エネルギー由来の電力調達などにより、道有施設の庁舎における使用電力量の**70%分相当の温室効果ガス排出量を削減**する

- 道有施設及び公用車の取組

- ・ 施設・設備の高効率化、再エネ設備の導入
- ・ 道有施設の脱炭素化の検討
- ・ 公用車（乗用車）を100%次世代自動車とする

- 職場・職員の率先行動
- 省資源に向けた取組
- ごみ（廃棄物）の3R及び適正処理の取組
- フロン類の適正管理の取組
- 環境配慮契約等の取組
- 環境に配慮したイベントの推進
- 研修・普及啓発の取組

### 4 推進体制等

- 推進体制：北海道気候変動対策推進本部プロジェクトチームにおける検討など、全庁環境配慮行動を推進
- 進行管理：
  - ・ PDCAサイクルにより、環境への影響を継続的に改善
  - ・ 毎年、取組状況及び温室効果ガス排出量を取りまとめ、推進本部幹事会で点検
- 計画の見直し：計画策定後、5年程度経過時点で見直し  
 ※取組状況、点検結果等を踏まえ必要に応じて見直しを実施